

平成 27 年 10 月から 共済年金は厚生年金に統一されます

～被用者年金制度の一元化と年金払い退職給付制度の創設～

現在、皆様は地方公務員共済年金に加入していますが、被用者年金制度の一元化により、平成 27 年 10 月から厚生年金に加入することとされています。

また、新たな「年金払い退職給付」が創設されることにもなっています。

改正ポイント

・地方公務員も厚生年金の被保険者（加入者）となります。

⇒手続きなしで平成 27 年 10 月 1 日に厚生年金の被保険者となります。

・共済年金の保険料（掛金+負担金）が厚生年金の保険料と統一されます。

⇒1～3 階部分の給付に充てるための保険料が、1～2 階部分の年金給付のみに充てられこととなります。

・共済年金の3階部分（職域部分）が廃止されるとともに、新たに「年金払い退職給付」が創設されます。

⇒厚生年金の保険料とあわせて、別途、「年金払い退職給付」の保険料（労使あわせて保険料率^(注)1.5%を上限）の負担をしていただくこととなります。

（注）保険料率＝掛金率+負担金率のことであり、労使折半となります。

被用者年金制度一元化後の公的年金制度

「社会保障・税一体改革大綱について（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）」を踏まえた被用者年金一元化法^(注)により、平成 27 年 10 月 1 日から厚生年金に公務員や私立学校の教職員も加入することとされました。

（注）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年 8 月 22 日公布。法律第 63 号）

現在の公的年金制度



被用者年金制度一元化後の公的年金制度



地方公務員共済組合連合会

Pension Fund Association for Local Government Officials

被用者年金一元化法による主な改正内容は、次のとおりです。

- ・厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する(厚生年金への加入手続は不要)。
- ・共済年金と厚生年金の給付内容は、基本的に厚生年金にそろえる。
- ・共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料(上限18.3%)に統一する。
- ・共済年金にある公的年金としての3階部分(職域年金)を廃止し、新たな公務員制度としての年金給付の制度を設ける。

【参考】「社会保障・税一体改革大綱について(平成24年2月17日閣議決定)」

4.年金

Ⅱ 現行制度の改善

(7)被用者年金一元化

- 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。
具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

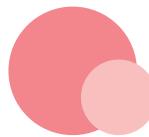
年金給付の仕組み

既にご紹介したとおり、平成27年10月1日(施行日)からは、公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとされ、また、共済年金の3階部分(職域年金)は廃止されることとされています。

なお、廃止される職域部分については、①施行日前に年金権を有する方や、②施行日前の加入期間を有する方に対しては、施行日以後においても、加入期間に応じた職域部分が支給されることとなります。

また、施行日以後の加入期間については、新たに公務員制度としての「年金払い退職給付」制度を設けることとされています。

【民間サラリーマン】		【公務員及び私学教職員】
企 業 年 金	3階部分	年金払い退職給付
老 齢 厚 生 年 金	2階部分	老 齢 厚 生 年 金
老 齢 基 礎 年 金	1階部分	老 齢 基 礎 年 金



新しい「年金払い退職給付」の概要と財政運営

被用者年金制度の一元化により、これまでの職域部分は廃止されることとなりましたが、被用者年金一元化法の附則において、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金給付の制度を設けることとされました。

このため、平成24年3月の人事院調査結果及び「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告書の内容を踏まえ、地方公務員の退職給付の一部として「年金払い退職給付」制度が創設されることになりました。

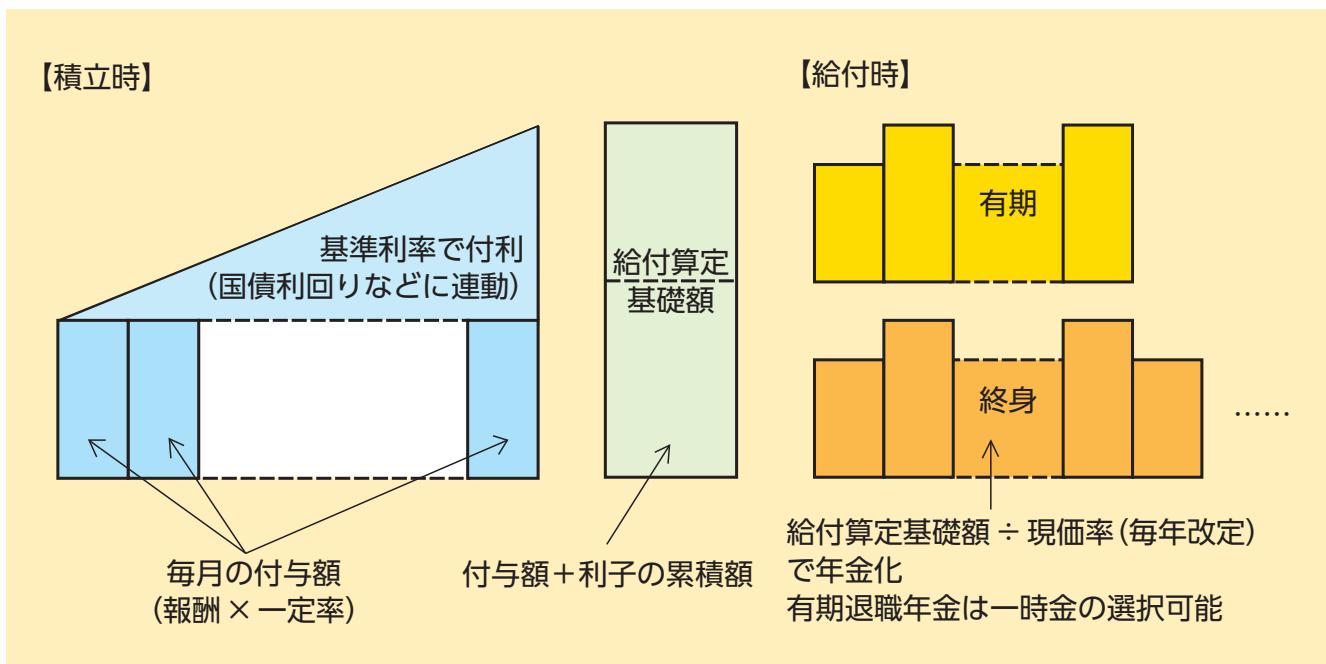
「年金払い退職給付」

- ・半分は有期退職年金、半分は終身退職年金(65歳支給(60歳から繰上げ可能))。
- ・有期退職年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。
- ・財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランスマネジメント方式とし、保険料の追加拡大リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法律で明記(労使あわせて1.5%。従来の保険料率(掛金率+負担金率)に加え、新たな負担となります。)。
- ・本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了。有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給。
- ・服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。

○「年金払い退職給付」のイメージ



○「積立時」と「給付時」のイメージ



【積立時】

- ・毎月の保険料を負担していただくことにより、毎月の報酬に一定率(付与率)を乗じた付与額とこれに対する利子が累積します。
- ・基準利率の設定などについては保守的な設計を行い、保険料の追加拠出のリスクを抑制します。

【給付時】

- ・付与額と利子を累積した給付算定基礎額を基礎に給付額を計算します。
- ・基準利率の変動や寿命の伸びなどを踏まえて、現価率(毎年改定)を定め、年金額を改定します。



平成26年11月

地方公務員共済組合連合会

<http://www.chikyoren.or.jp>

東京都港区赤坂8-5-26赤坂DSビル



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



グリーン購入法
適合印刷物です